

泉崎村農業委員会定例総会（7月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和6年10月15日（火）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（8名）

出席農業委員（7名）

1番 箭内 一美 委員
2番 佐川 ヒロ子 委員
3番 和泉 輝代 委員
4番 大森 秀樹 委員
5番 穂積 正徳 委員
6番 菊地 信治 委員
7番 大野 厚海 委員
8番 有賀 路夫 委員

推進委員（1名）

踏 瀬 箭内 一二 委員
泉崎① 鈴木 勝美 委員
泉崎② 鈴木 正一 委員
北平山 小林 富美雄 委員

3 本日の提出議案

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第35号 農地利用集積計画の決定について
議案第36号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第23号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第24号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4 議事録署名人

5番 穂積 正徳 委員
6番 佐川ヒロ子 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より10月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

一週間ほど前から稲刈りがだんだんと終わってきました。

稲刈りも片付けに入りまして、あってはならないのは事故になります。

県内でも労災事故については気を付けるように指示が出ております。

先月までの地域計画について、いろいろ問題はあると思いますが事務局とコンタクトをとって基準を示せばもっとうまくいくのかなと思います。

お願いとなりますが、農業者年金と農業者新聞の入会促進活動のご協力をお願いします。

毎年一人ずつ加入者が増えるだけでも村の農業は活性化されていくと思いますのでよろしくをお願いします。

本日は案件が多いですが、皆さんよろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「4番 大森秀樹委員」「5番 穂積正徳委員」をお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第17号から報告第20号 農地法第18条第

6項の規定による通知書について」こちらは関連性がありますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第17号から報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より報告願います。

(事務局)

「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 箭内 一二 委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内 一二委員)

現状は荒地となっている状態ですが、どうにか田として使えるように星さんがやってみると言っていました。田んぼに戻せない場合は畑として利用すると言っていました。

現状、荒れている状態ですし、作ってくれるというのであれば、作ってもらった方がいいので私の考えでは問題ないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 箭内 一美 委員の意見をお願いします。

(箭内一美委員)

今回申請のあった農地の隣の農地は●さん所有の農地ではあるが入り口がなく荒れている状態です。

しかし、周りの農地はきれいに耕作されている状況であり、不耕作の農地について周辺耕作者からいろいろ言われたりもしているので、今回、申請地を購入して、一緒に管理するという事です。

そうなれば、改善されることであれば、地域も喜ばしいことでありまして、境界もしっかりしているので問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より報告願います。

(会長)

「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 小林 富美雄 委員より現地状況の意見

をお願いします。

(小林富美雄委員)

10月10日に現地確認してきました。

工事のための計画になります。

雨水関係とありますが実際はほとんど溜まることはなく、溜まっても側溝に流れるとのことです。

工事が終われば鉄板も外し、現状の農地に戻すとのことなので雨水も地下浸透で周りにも影響もなく、一時転用で工期が終われば農地に戻るなので影響はないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 菊地 信治 委員の意見ををお願いします。

(菊地信治委員)

良心的に地主と工事関係者が立ち会ってくれ、近くにある牛舎に影響がないようにするとも言っていましたし、工事排水は外に出さないとのことなので問題はないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第35号 農用地利用集積計画(案)の決定について」

事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第35号 農用地利用集積計画(案)の決定について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

公社が買手となるってことは、公社が売る相手も決まっているという考えでいいのでしょうか。

決まっていなければ、公社は農地を購入しないですね。

(事務局)

先月の定例総会後に担当地区の泉輝代委員と鈴木正一委員に出席いただいてあっせん会議を行いました。そこには既に購入する方も来ていただいております。

所有権移転するために一度公社を経由しなければならないということで、今回は公社が買手となるようになります。

そして、年明け後には公社から買手へと所有権移転が行われます。

(会長)

質疑がないようですので裁決を取ります。「議案第35号 農用地利用集積計画の決定について」承認することにご異議ございませんか。

(異議なしとする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第35号 農用地利用集積計画の決定について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第36号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第36号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(箭内一美委員)

これは、どういった意見照会ということですがどこからの照会でどういったものなのですか。

(事務局)

これは、泉崎村から農業委員会への照会となります。

これについては、権限移譲がまだされていないため、こういった手順を踏んでいます。

質問の内容については、この契約について問題がないか、借り手に問題等はないか、農業員会に意見を求められたものです。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第36号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書(案)のとおり提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第36号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答いたします。

(会長)

続きまして、「議案第37号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第37号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(穂積正徳委員)

20年という長い設定期間ではありますが、途中で亡くなってしまったりしてしまう可能性もあると思いますが、その時はどうなるのでしょうか。

(事務局)

今回の場合は代表理事が変更になるだけで、会社については変更になりませんので、代表理事の変更を行いはしますが、契約は継続されるようになります。

(箭内一美委員)

基盤整備を行うにあたり、公事に集積を行い、申請を行います。

実際に来年、再来年に基盤整備事業ができるかと言ったらそうではなくて、早ければ2年後、3年後の承認、事業計画を通していただいて工事へと進んでいきます。

工事着手が8年から10年掛かるようです。

ですので、全部が耕作できるようになるのは10から12年後になります。

ですので、20年後といっても、基盤整備が終わり、会社として農地を貸したりできるようになるのは10年以上先の話になります。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第37号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書(案)のとおり提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第37号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答いたします。

(会長)

続きまして、「議案第38号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見に

ついて」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第38号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第38号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」意見書(案)のとおり提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第38号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」原案のとおり回答いたします。

(午後：3時10分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・11月の定例総会について
- ・地域計画の座談会について
- ・利用状況調査について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和6年11月15日(金)午前9時からなりました。

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村10月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様
でした。

(午後：3時34分)

10月定例農業委員会総会議事録署名人

この会議録は、事務局の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

4番

5番
